

仕 様 書

第1 委託件名

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO実施業務委託

第2 目的

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO（以下「本事業」という。）は、東京でプロジェクションマッピングを軸とした光の祭典を実施し、東京の夜間における魅力を国内外へ発信することで、東京のプレゼンスを一層高めるとともに、民間事業者等によるプロジェクションマッピングの取組の裾野拡大とその定着を図ることを目的とする。

第3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和8年7月31日まで

第4 履行場所

プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO実行委員会（以下「実行委員会」という。）が指定する場所（別紙1「対象エリア想定」のとおり）とする。その他のエリアについても、本事業の実施にあたり、当該地域の団体や事業者等からの連携・協力が得られた場合には、この限りではない。

第5 「プロジェクションマッピング国際アワードTOKYO」の概要

本事業は、以下の1及び2に挙げる「光の祭典」の実施を中心とした構成とすること。なお、主な対象者は、国内外観光客、西新宿の在勤者及び在住者、都民や首都圏在住者等とする。

1 プロジェクションマッピング国際大会

（1）実施時期

令和8年5月23日（土曜日）・24日（日曜日）、30日（土曜日）、31日（日曜日）

【想定スケジュール】

- ① 国際大会（作品上映）：令和8年5月23日（土曜日）・24日（日曜日）
- ② 国際大会（作品上映・表彰式）：令和8年5月30日（土曜日）
- ③ 後夜祭（表彰式予備日）：令和8年5月31日（日曜日）

（2）実施場所

メイン会場：都庁第一本庁舎、都民広場
サブ会場：都庁通り、その他周辺施設 等

2 光のエンターテインメント

（1）実施時期

令和8年5月23日（土曜日）から31日（日曜日）まで

（2）実施場所

西新宿エリア（都民広場、その他周辺施設 等）

第6 委託業務の内容

1 全体事項

- (1) 受託者は、本事業の目的を十分に理解し、限られた費用で最大の効果が得られるよう適切な業務運営を行うこと。
- (2) 受託者は、本事業の実施にあたり、より効果を高めるために西新宿エリアにおいて関係する団体や事業者などと連携を図り、エリア内での取組を一体的に実施すること。
- (3) 受託者は、エリアの特性を十分に活かし、東京や西新宿ならではの「光の祭典」のスタイルを定着させるためのインパクトのある内容を実施すること。
- (4) 受託者は、本事業の実施にあたり、イベントへの参加者はもとよりイベント開催中の一般の通行人などに対する安全・安心を最優先に確保し、十分な危機管理体制のもとで業務運営を行うこと。
- (5) 受託者は、本事業の実施にあたり、可能な限りダイバーシティやインクルーシブといった観点での配慮を行うこと。
- (6) 受託者は、本事業の実施にあたり、周辺環境への十分な配慮を行うこと。
- (7) 受託者は、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを調達することで、環境負荷の低減に努めること。
- (8) 受託者は、本事業の実施にあたり、関係する官公庁などに対し、必要となる許可などの手続を把握し、時期を逸することのないよう適切に対応すること。ただし、手続の内容によって実行委員会と共同で対応することが望ましい場合には、実行委員会と協議のうえを進めること。
- (9) 受託者は、本事業の実施において事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対応すること。また、トラブルの発生時やその対応状況については実行委員会に対して逐次報告すること。
- (10) 幅広い層を集客できるように、事前に広範かつ効果的な広報・プロモーション活動を行うこと。
- (11) イベント実施期間中、都民広場及び都議会議事堂の4号街路に面した歩行者用の通行部分で、工事が発生することが見込まれるため、イベントの運営及び設営にあたって考慮すること。また、必要に応じて、工事関係者との調整を行うこと。

2 実施体制

受託者は、本委託業務の履行にあたって、以下の(1)から(5)までを順守すること。

- (1) 本事業を最も効果的かつ効率的に実施するため、受託者のパートナー会社をはじめ、西新宿エリアにおいて協力が得られる団体や事業者などとの連携を含めた実施体制のもと、業務運営を管理すること。
- (2) 契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールや運営体制を明記した実施計画書を作成し、実行委員会へ提出すること。
- (3) 受託者は、本委託業務を計画的に運営するため、実行委員会事務局との定期的な打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、定期的な打合せとは別に実行委員会からの求めがあった場合は、定期的に開催する実行委員会への参加や業務の進捗状況についての報告やこれに関係する資料の提出に適宜対応すること。
- (5) 受託者は、実行委員会との打合せ等を実施した際は議事録を作成し、速やかに実行委員会へ提出すること。

3 「プロジェクションマッピング国際大会」の実施

- (1) プロジェクションマッピング国際大会の企画
受託者は、上記「第5の1」に記載する基本的な項目をもとに、多数の作品が集まるような

プロジェクションマッピング国際大会を企画すること。また、以下のアからケまでに留意すること。

ア 東京都庁第一本庁舎の壁面を使用した常設のプロジェクションマッピングの機材を効果的に活用すること。

イ 国際大会の映像作品募集に関する一連の業務を実施すること。作品募集にあたって、制作テーマを3案ほど提案すること。各制作テーマにはコンセプトを示すこと。なお、最終的な制作テーマは、実行委員会と協議のうえで決定すること。

(参考) 過去の制作テーマ

年	制作テーマ	コンセプト
令和3年	HOPE (希望)	感染症によって、先の見えにくい時代。 解決に向け大胆な変化や挑戦が生まれ始めている。そんな今を生きる人々に、勇気と「希望」を与え、背中を押してもらうテーマ
令和4年	LIFE (命・生活)	AI、メタバースなどデジタルの世界にも生命やリアリティを感じる潮流がある。生命の誕生、日常の営み、豊かな暮らし、これからの生き方など、幅広く前向きで世界を勇気づける作品を求める。
令和5年	LINK (結ぶ・繋る)	人が繋がり、国が繋がり、課題が繋がり、そして幸せも繋がる。世界中に起こっている問題や課題は、その場その国だけのものではなく、全ての人々が、地球規模で考え、国境や人種を超えて、未来へと「繋ぐ」テーマ
令和6年	MILLER (鏡)	物理的な鏡や反射という現実的な3D効果を使った表現や、抽象的に何かの意味を映し出す意味での演出など、幅広い表現が考えられるテーマ

ウ 映像作品は、過去4年間「TOKYO LIGHTS」にて開催した「1minute Projection Mapping Competition」における以下の応募数を目標とし、プロアマ問わず世界中のクリエイターを対象に募集をすること。

年	国・地域別数	エントリー数
令和3年	54	246
令和4年	55	241
令和5年	58	281
令和6年	56	278

なお、作品募集に向けたアタックリストを作成して、事前に実行委員会の確認をとること。また、周知先の情報と対応状況を一覧にして適宜報告するとともに、エントリー者の情報を次回以降の活用できるようにとりまとめて提出すること。

エ 国際大会の一次審査・最終審査の審査員を選定して実行委員会と協議のうえで決定すること。各審査会の実施結果は、実行委員会へ速やかに報告すること。なお、審査員やファイナリストの交通宿泊手配等の一切は本委託に含むものとする。

エ 各賞は、5つ程度を用意して提案すること。なお、賞金及び賞金に関わる支払等の経費については、本委託に含むものとする。また、オーディエンス賞は、投票の仕組みもあわせて提案すること。なお、最終的に各賞の内容は、実行委員会と協議のうえで決定すること。

(参考) 昨年度の各賞名称・賞金

名称	賞金
----	----

グランプリ/ 東京都知事賞 (Grand Prize / Tokyo Governor Prize)	200万円
準グランプリ (Second Prize)	50万円
第3位 (Third Prize)	20万円
Tokyo Tokyo 賞 (Tokyo Tokyo Prize)	10万円
オーディエンス賞 (Audience Prize)	10万円

オ 開催期間中は、オープニングアクトや後夜祭などで複数のプログラムを実施すること。
各種プログラムについては、日本ならではの文化が感じられるコンテンツとし、世界に誇る東京の魅力を効果的にPRすること。また、プログラムには先端技術を活用した音楽ライブ等のコンテンツを含めること。

カ メイン会場となる都民広場に加え、周辺の施設や道路空間なども活用し、参加者を飽きさせない工夫を講じること。なお、実施場所については、周辺環境に十分配慮し、実行委員会と調整のうえで決定すること。

キ 本事業の目的や上記の内容を踏まえ、テーマやコンセプトを設定したうえで各種プログラムや演出方法などを講じること。

ク プログラムはインバウンドが楽しむことができる内容であることを前提とし、コンテンツに応じて英語での字幕や音声による提供をすること。

ケ 観覧エリアの範囲や、飲食ブース等をまとめたマップ（日本語・英語）を作成すること。なお、情報の提供にあたっては、参加者が事前及び当日に確認できるように特設サイトへの電子データの掲載のほか、会場パネルなどを用意すること。

（２）プロジェクションマッピング映像コンテンツの制作

受託者は、今回の国際大会の制作テーマに基づいた新たなプロジェクションマッピング映像コンテンツを制作すること。制作にあたっては、以下のアからケまでに留意すること。なお、映像制作者が審査員を兼ねることは、差し支えない

ア 受託者は、以下の要素を取り入れ、新たなプロジェクションマッピングの映像コンテンツを制作すること。

（取り入れる要素（例））

- ・プロジェクションマッピング国際大会の歴代受賞者による特別映像
- ・国内外でプロジェクションマッピングのコンテンツ制作の実績があるクリエイターやクリエイティブディレクターによる映像
- ・プロジェクションマッピング分野に限定されない世界的に有名な芸術家やクリエイター、著名なアーティストとコラボレーションした映像
- ・東京や日本ならではの伝統・文化を表現した映像
- ・ボーカロイドや人気アーティストの楽曲など世界をリードする日本のコンテンツを用いた映像
- ・単なる静止画に留まらず、投影する壁面の特徴を生かし、プロジェクションマッピングならではの技術を駆使した立体的な映像
- ・ステージでの各種プログラムに合わせ、音楽などと組み合わせることで躍動感の溢れた映像

イ 上記アを踏まえ、複数の映像を制作すること。なお、本事業の実施後5年間、東京プロジェクションマッピング実行委員会が実施している都庁舎の常設プロジェクションマッピングで投影を可能とすること。また、必要に応じて5分程度の映像に編集すること。内容は、実施中の常設プロジェクションマッピングの映像を踏まえ、重複感やクオリティ差が生じないよう留意すること。

ウ プロジェクションマッピングの投影場所・使用機器は、別紙2「プロジェクションマッピング投影概要」を想定して制作すること。なお、他の投影面を活用する場合は必要な機器を準備すること。

エ コンテンツ制作にあたって必要となる計測データ及び3DCGデータについては、実行委員会から別途提供する。

オ コンテンツ制作過程においては、絵コンテ、サンプル映像などを用意し、進捗状況に応じて実行委員会へ確認をするものとする。なお、コンテンツ内容の最終決定に至るまでは実行委員会において検討する時間も考慮したスケジュールを見込むこと。

カ 必要に応じて、都庁第一本庁舎におけるプロジェクターの運営等を行う事業者（以下「プロジェクター運営事業者」という。）と連携し、本番上映前に投影テストを実施すること。投影テストの実施に関わる経費については、本委託に含むものとする。

キ 制作するコンテンツに係る知的財産権の調整を行う場合は、実行委員会又は実行委員会が指定する者において二次利用が可能な期間として最大で5年間確保すること。なお、コンテンツ毎の知的財産権に係る調整は実行委員会と協議のうえで決定すること。

ク 制作したコンテンツのデータは、実行委員会が指定するファイル形式により電子記録媒体に保存するなどして納品すること。

ケ プロジェクター運営事業者と連携し、円滑にプロジェクションマッピングの投影が出来るようにデータの納品等を行うこと。

(3) 飲食ブースの設置運営

受託者は、国際大会当日に日本の食文化を体験できる飲食ブース等を設置・運営し、日本らしさを感じさせる賑わいを創出すること。なお、提供する飲食物については、以下のアからキまでに記載する内容に留意すること。

ア 飲食物の種類

提供する飲食物の種類は軽食や冷・温飲料などをベースに多種類を用意すること。なお、東京の特産物や地元事業者の活用など、地域のPRに繋がるものも含めることが望ましい。

イ 飲食物の提供場所

イベントのメイン会場やサブ会場、周辺施設の空きスペースを活用し、キッチンカー等による飲食の提供を行うこと。また、必要に応じてベンチやテーブルなどを設置し、休憩場所としての機能も付加すること。ただし、都民広場内についてはイベントの観覧スペースの確保も考慮すること。また、風雨対策を実施すること。

ウ 飲食物の提供規模

イベント中の飲食物の提供量の規模は、参加者の想定数を見込んだうえで必要な規模を見積もること。

エ 飲食物の提供方法

参加者などへ提供する飲食物は有償での販売を想定し、飲食物の販売により得た売上金については受託者及び飲食物提供者の間で適切な手続きのもと管理すること。なお、受託者自らが本委託契約金額の中から飲食物の提供に係る費用を負担する場合には、売上金による費用との相殺など実行委員会と協議のうえで適切な経費処理を行うこと。

オ 関係機関への各種申請手続き

消防への届出や食品衛生法に定める営業許可等、各種法令に基づき必要となる手続きを関係機関に対して行うこと。

カ ゴミの不法投棄対策

飲食物を購入した参加者などが飲食できるスペースを確保したうえで会場を清潔に保つための、来場者が利用しやすいゴミステーションの設置・運営など、食べ残しや使用済

み容器等の投棄によるゴミの散乱を防止すること。

キ 一般通行人などの安全配慮

イベント開催中の飲食物の提供に際しては、イベント参加者以外の一般の通行人などに支障が生じないようキッチンカーの配置などにおいて配慮すること。

(4) 会場運営

受託者は、以下のアからサまでに記載する内容に留意して運営計画を策定し、円滑に会場運営を行うこと。

ア 本イベント全体の運営計画（会場計画、動線計画、設営撤去）作成

イ 関係各所への申請等

ウ 運営計画に則った、準備、設営、監修（現場監督）

エ 運営マニュアル作成

オ 進行表、MC・ナレーション台本などの作成

カ 救急・救護対応、地震や大雨、災害時等の緊急対応とその事前準備

※ 緊急時の連絡体制を事前に構築の上、実行委員会に提示すること。

※ 中止・縮小の際には、直ちにその旨を実行委員会及び来場者等に周知できる体制を事前に整えること。

※ その他、実行委員会が中止・縮小を判断した場合、実行委員会の指示に従うこと。

キ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること。

ク 多数の来場者が集中する可能性も考慮し、安全な動線を確保することに留意すること

※ 事前登録（チケット販売）や入退場の仕組みを提案し、実施すること。

※ 事前登録がない当日来場者の対応も可能とすること。

ケ 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉

コ 各種苦情等への対応

サ 雨天時の中止判断や実施マニュアルの作成等、雨天対応対策の実施、来場者へのレインコートの配布等の雨天対策

(5) 会場設営

受託者は、上記（1）において企画する国際大会の効果的な演出や当日の天候などを想定し、必要となる各種機材などによる会場の設営を行うこと。なお、以下のアからシまでに記載の内容に留意して、安全で魅力のある会場を設営すること。

ア 上記（4）において作成した運営計画に則り、イベント実施のために必要な機材・仮設物等の調達から設置、運営を適切に行い、進捗管理を怠らないこと。

イ 機材を設置するための足場やトラスなどの構造物を手配し、設置すること。

ウ パフォーマンス用のステージ等を設置すること。ステージは後方の観客からも見やすいようにステージは十分な高さを設けること。また、ステージの様子が分かるように、各会場には大型モニター等を用意すること。

エ オペレーションやスタッフ用のプレハブやテント等を設置すること。

オ その他、イベント実施のために必要な機材・仮設物等を設置すること。

カ 雨天時のステージ上テントの設営や、各種備品の用意等、雨天対応の対策を実施すること。

キ 機材の風雨対策、転倒防止対策を行うこと。

ク 作業中及びイベント実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。

ケ 来場者が各種機材・仮設物等への接近や接触をしない措置を取ること。

コ 設営期間中、都庁舎常設プロジェクションマッピングの投影がある場合は、観覧場所や動線について、東京プロジェクションマッピング実行委員会と十分に調整を行うこと。

サ 設営場所の管理者と十分に調整を行うこと。

シ その他、実施に必要となる仮設物は実行委員会と協議のうえで設置、管理、撤去、処分
をすること。

(6) 照明

ア 照明機材選定、及びそのシステム設計をすること。

イ 照明計画を作成すること。

ウ 各種照明機材の設置・配線及び制御をすること。

(7) 電気機材・技術関係

ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること。

イ 発電機又は電源車等を手配して、実施に必要な電力を確保すること。その際、環境に配
慮した電力調達となるように心がけること。

ウ 各種機材設置箇所への配線と電源供給をすること。

エ 発電のために使用する燃料の供給をすること。

オ 使用電力量を日々算出して、イベント終了後に報告すること。

(8) プロジェクションマッピング用映像機器・オペレーション

プロジェクター運営事業者と連携し、以下のアからコまでを実施すること。

ア プロジェクションマッピングが計画どおりに上映できて、鮮明で効果的な映像の映り方
と見え方に整えること。

イ 効率的な電気の使用、現場での安定的なオペレーションができる各種機材構成、システ
ム設計を行い、その手配と設置オペレーションまでを総括して行うこと。

ウ 別紙2で示した投影エリアを 100 lx程度で投射できるようにプロジェクターの投影のデ
ザインを行うこと。なお、その他のエリアを投影する場合も同様の照度で投射ができる
ようにすること。

エ プロジェクター等の機器調達にあたっては、東京プロジェクションマッピング実行委員
会で既に調達している別紙2の機器を使用したうえで、不足分を新たに調達すること。

オ プロジェクターとそのレンズ、映像周辺機器の選定、設置投影方法、配線などのプラン
ニングをすること。

カ 映像送出用メディアサーバーの選定、音響や照明を含めた周辺機器類の総合的なシステ
ム設計をすること。

※ 機材トラブル時は速やかに交換、復旧が可能な機材・システム設計で上映に支障を
来さないこと。

キ プロジェクションマッピング等の各種キャリブレーション作業で、映像を適正な状態に
投影調整をすること。

ク 各種上映に関わる素材（映像、音楽、インフォメーション等）の実装とプログラミング
、再生送出制御や各オペレーションを行うこと。

ケ 映像関係機器以外との連携

※ 各種機器は、風雨、温度変化や湿度、各種天候によって機器破損のない状態で設置
すること

※ 音響へ音声信号を送出又は音声信号を映像と遅滞なく連動すること。

コ その他、上映コンテンツやプログラムと連携した機材やシステム選定を行うこと。

(9) 音響

以下のアからエまでを実施すること。

ア 音響機材選定及びそのシステム設計をすること。

イ 各種音響機材の設置・配線及び調整・制御をすること。

※ 周辺の住宅などへの騒音被害を起こさない音場設計をすること。

ウ ステージMC、アナウンス、ライブ等の音響設備の手配を必要に応じて行うこと。

エ 各種セレモニー等のオペレーション、取材班への音声ライン提供を必要に応じて行うこと。

(10) 警備体制

受託者は、イベント参加者をはじめ会場周辺の施設利用者などの安全を確保するための警備体制を整備すること。なお、以下のアからコまでに記載する内容に留意し、万全の体制を構築すること。

- ア 会場全体の警備計画作成
- イ 警察や周辺との調整
- ウ 会場、周辺道路、危険箇所の警備
- エ 設営時（夜間含む）警備（機材会場保護、案内）
- オ 駐車場・搬入車両警備（交通誘導警備）
- カ VIP 対応警備
- キ 都庁第一本庁舎エレベーターホールセキュリティゲート付近警備
- ク 緊急時避難対応
- ケ 各種警備手配（人材、機材、資材）
- コ その他、本イベントを安全に運営する為に必要となること。

(11) 救護体制

急病人や怪我人に即応できるよう、救急救命士または看護師の有資格者およびAED（自動体外式除細動器）を配置すること。また、周辺の病院等にイベント日時・概要を共有するなど、緊急搬送等に備えた事前調整を行うこと。

4 「光のエンターテインメント」の実施

(1) 「光のエンターテインメント」イベントの企画

受託者は、西新宿エリアにおける光のエンターテインメントのイベントを企画すること。イベントの企画にあたっては、過去4年間「TOKYO LIGHTS」として実施した光の祭典の内容を踏まえ、新たな光の演出を取り入れること。なお、実施にあたっては以下のアからオまでに留意すること。

- ア 西新宿エリアへの来訪意欲の喚起や、来街者の回遊を促すイベントを実施すること。
- イ 周辺エリアで同時期に開催されるイベントと連携するなど、各エリアの団体や事業者等と十分な連携を図り、エリア全体の賑わい創出や魅力向上に繋がる内容とすること。
- ウ 企画の実施場所については、周辺環境に十分配慮し、実行委員会と調整のうえで決定すること。
- エ プロジェクションマッピング国際大会への期待感を抱かせ、イベント当日には多数の来場につながるような演出や広報・プロモーション活動を実施すること。
- オ イベントマップなどを作成する場合は日・英での作成は必須とし、インバウンドも楽しむことができる内容とすること。

(取組例)

- ・ 景観照明を活用したライトアップ等を実施し、観光スポット化
- ・ 西新宿エリアの施設と連携したオープニングセレモニーを実施
- ・ 西新宿エリア内で一定の広さの会場を確保してのデジタルアート等の作品を展示
- ・ 先端技術を用いた体験型観光コンテンツによるイマーシブ体験空間の創出
- ・ 近隣の観光スポットや、同時期に開催するイベント等をまとめた周遊マップの制作・配布

(2) 「光のエンターテインメント」イベントの運営

受託者は上記（1）で企画したイベントを主体となって運営すること。なお、運営にあた

っては、以下のアからコまでに留意すること。

ア 本イベント全体の運営計画（会場計画、動線計画、設営撤去）作成

イ 西新宿エリアの団体や事業者等との調整

イベントの実施にあたっては西新宿エリアの団体や事業者等と事前に十分な調整を行い、円滑な運営を行うこと。

ウ 関係する官公庁等への許可申請等

交通管理者、道路管理者等関係機関へ必要な申請、調整等を行うこと。

エ イベント期間中の運営マニュアル作成

イベント期間中は全体の運営マニュアルを作成のうえ、主催者及び西新宿エリアなどの団体や事業者等へ共有すること。

オ イベント期間中の安全対策

イベント期間中は、イベント参加者及び一般の通行人などの安全対策を講じること。また、万が一トラブルや事故が発生した場合には適切な対応が行える体制を講じること。

カ 外国人も含めた来場者を想定した運営内容にすること。

キ 会場周辺の住民や事業者などへの事前通知や調整交渉

ク 各種苦情等への対応

ケ 雨天時の中止判断や雨天時実施マニュアルの作成等、雨天対応策の実施

コ その他、企画内容の実施にあたり必要な進行表・台本・緊急時マニュアル等の作成

(3) 会場設営

受託者は、上記（2）において企画するイベントの効果的な演出や必要となる各種機材などによる会場の設営を行うこと。なお、以下のアからケまでに記載の内容に留意し、安全で魅力のある会場を設営すること。

ア 上記（2）において作成した運営計画に則り、イベント実施のため必要な機材・仮設物等の調達から設置、運営を適切に行い、進捗管理を怠らないこと。

イ 必要に応じて機材を設置するための足場やトラスなどの構造物を手配し、設置すること。

ウ その他、イベント実施のため必要な機材・仮設物等を設置すること。

エ 機材の風雨対策、転倒防止対策を行うこと。

オ 作業中及びイベント実施中を含め、来場者、関係者の安全を確保すること。

カ 来場者が各種機材・仮設物等への接近や接触をしない措置を取ること。

キ 設営期間中及びイベント期間中に都民広場でイベントを実施する場合や工事がある場合、都庁舎常設プロジェクションマッピングの投影がある場合は、観覧場所や動線について、関係機関と調整を行うこと。

ク 設営場所の管理者と十分調整を行うこと。

ケ その他、実施に必要な仮設物は実行委員会と協議のうえで設置、管理、撤去、処分すること。

(4) 電気機材・技術関係

ア 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること。

イ 発電機又は電源車等を手配して、実施に必要な電力を確保すること。その際、環境に配慮した電力調達となるように心がけること。

ウ 各種機材設置箇所への配線と電源供給をすること。

エ 発電のために使用する燃料の供給をすること。

オ 使用電力量を日々算出して、イベント終了後に報告すること。

5 広報・プロモーション活動

受託者は、受託後、全体計画を速やかに提出すること。本事業の目的を踏まえ、国内外に向けて多角的で戦略的な計画に基づき、効果の高い広報・プロモーション活動を実施すること。なお、来場者、動画視聴者数、サイトPV数等の全体の目標数（KPI）を設定し、これを達成するために以下の（１）から（９）までに記載する内容をもとに各種計画を立案し、それらの実施による成果を着実に上げること。

（１）全体事項

以下のアからオまでを実施すること。

ア 対象は、主に海外の欧米豪やアジア（タイ、シンガポール、マレーシア、インドネシア、ベトナム、フィリピン）を中心とした国内外の観光客、新宿近辺の宿泊者等とし、本事業による東京の魅力を効果的に発信することで訪都旅行への意欲を喚起するとともに、来場者の増加につなげるものとする。

イ 手法については、上記アの対象者を国・地域、年齢層、職業、日本や東京への関心で分類したうえで、本事業のターゲットとなる対象に訴求できるよう多様な媒体（リスティング広告やSNS広告等）を活用すること。また、広報活動を実施し、取材誘致や露出を獲得すること。

ウ 実施内容については、個別の目標値を事前に定め、想定される効果や費用等を整理したうえで提案を行い、実行委員会との協議のうえで決定すること。

エ 広報・プロモーション活動にあたって使用する言語は、日本語と英語とすること。なお、各種媒体に掲載する記事については、事前に実行委員会の承認を得たうえで掲載すること。また、英語での記事作成においては実行委員会の承認を得る前にネイティブチェックを行うこと。

オ プロモーションで使用するデザイン等は、意匠権、著作権、商標権など他者の権利を侵害していないことを事前に確認すること。

（２）イベント名称

本イベントの共通コンセプトは、過去４年間「TOKYO LIGHTS」として実施した光の祭典を踏襲しつつも、新たに西新宿エリアでの開催される「プロジェクションマッピング国際大会」と「光のエンターテインメント」の要素を盛り込んだ、イベント名称の提案を行うこと。

イベント名称は、広く親しみやすく呼びやすい愛称を３案ほど提案すること。また、提案内容は、意匠権、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。なお、イベント名称の最終的な決定は、実行委員会と協議のうえで決定すること。

（３）キービジュアル

本事業の目的やイベント内容などを踏まえ、海外の旅行者に効果的に魅力が伝わるキービジュアルを制作すること。

キービジュアルは、複数案を制作して提案すること。また、提案内容は、意匠権、著作権、商標権等他者の権利を侵害していないことを確認すること。なお、イベント名称の最終的な決定は、実行委員会と協議のうえで決定すること。

（４）特設サイトの設置・運営

以下のアからオまでを実施すること。

ア 本事業における特設サイトをWeb上に制作し、運営すること。

イ 特設サイトでは、キービジュアルをベースとし、本事業や西新宿エリアのイベント情報をはじめ、本事業実施後のプロモーション映像などを掲載すること。

ウ 特設サイト上でイベントの参加申込ができる仕組みとすること。

エ 荒天等によりイベントが急遽、中止になった場合に、迅速に対応できる体制を整えること。

オ アクセス集中によるサーバーダウン等のトラブルへの対策を講じること。

カ 特設サイトの開設にあたっては、別紙3「『東京都公式ホームページ作成に関する統一基準』準拠に係る標準特記仕様書」、別紙4「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準（令和5年4月）」、別紙5「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」に準拠すること。

(5) 制作物等

以下のアからエまでを実施すること。

ア 当事業の魅力が伝わる印刷物（ポスター、チラシ、リーフレット等）をデザイン、制作すること。

イ Web 広告、デジタルサイネージ用素材（画像・動画）等をデザイン、制作すること。

ウ デザインはキービジュアルをベースとし、サイズ等の仕様は用途に沿ったものとする。

エ 各種制作物の掲載する情報は、事前に実行委員会と協議のうえで決定すること。

(6) 広報活動（プレスリリース及び取材案内等）

以下のアからカまでを実施すること。

ア 国内外のメディアに対して、事前（取材案内）・事後リリースの作成・配信及びメディアアプローチを実施し、事業内容について幅広く周知し、各メディアからの取材・記事掲載等を獲得すること。特に、目玉となるプロジェクションマッピング国際大会については、積極的なアプローチを行い、複数の主要海外メディア（例：CNN、BBC）の獲得に努めること。

イ プレス関係の問合せ対応や調整を行う広報窓口（担当者）設置すること。

ウ プレスリリースの配信先やアプローチ先のメディア等のリストについては、事前に実行委員会と協議の上、決定すること。

エ 各施策におけるメディアの反応や露出数等の結果を報告し、分析したうえで改善案の提案を行うこと。

オ メディアアプローチの状況について、プレスコンタクトレポートを提出すること。

カ 特に海外メディアによる報道に繋がるように、案内を行ったメディアに対してイベントの様子をレポートとして纏め、国内外のメディアに対して翻訳のうえで配信する等のパブリシティ活動を行うこと。

(7) 海外メディア等向けのプロモーション映像

以下のアからウまでを実施すること。

ア 本事業を中心として東京のナイトタイム観光の魅力をPRするためのプロモーション映像を制作すること。

イ 制作する映像は、30 秒尺に編集したものとする。なお、CM 等での利用にあたって、30 秒以外の尺の素材が必要な場合は別途用意をすること。

ウ 制作した映像は、国内外向けの SNS でも使用できるように編集すること。

(8) 生中継・画像及び映像の撮影

以下のアからウまで実施すること。

ア YouTube 等でのライブ配信用の映像を撮影し、リアルタイムで配信すること。

イ 記録用の映像や写真を撮影すること。

ウ 撮影内容は、実行委員会が次年度以降の事業実績報告やプロジェクションマッピング事業について広報する際に使用できるように考慮すること。

(9) インフルエンサーを活用した PR

国内外で知名度のあるインフルエンサーを活用し、開催前後にかけての情報発信を行うこと。候補者は複数提示し、事前に実行委員会と協議のうえで決定すること。

(10) SNS、Web 広告

プロモーション活動の実施内容に SNS や Web 広告を含める場合は以下のアからカまでに留意して実施すること。

ア ターゲットは（１）アに記載のとおりとするが、他のターゲット等への訴求が効果的だと判断される場合、追加及び調整は妨げない。なお、広告設計にあたっては、綿密な現状分析・ターゲット分析を行い、それらに基づいて対象とする国・地域、属性等、ターゲットを明確にし、旅マエの旅行者の訪都意欲を醸成するアプローチや旅ナカの旅行者のイベント参加意欲を高めるようなアプローチを行うことなお、ランディングページは各言語版（日本語・英語）の TOP ページとすること。

イ アのターゲット分析に基づき使用するプラットフォームを提案すること。なお、当初の計画に対して、配信後、運用が進まないプラットフォームがあった場合は、予算の移管ができること。

ウ 配信期間等

① 配信期間は２月頃～６月上旬を想定している。なお、具体的な開始・終了時期についてはイベントの開始時期等を踏まえ、実行委員会と協議のうえで決定すること。

② 配信開始に先立ち、詳細な配信計画及び準備期間を含めた運用計画を作成すること。

エ 広告配信開始後は、週単位で運用状況を報告することとし、計画から遅れている場合は改善案を提案すること。なお、運用にあたっては広告費用を管理し、確実に提案した媒体課金額や掲出量分を消化すること。やむを得ない事情により期間内に指定した媒体課金額を消化できなかった場合や掲出量を達成できなかった場合は、実行委員会と協議を行うものとする。

オ サイトへの流入測定にあたって、パラメータや広告計測タグの設定等、測定に際して必要な準備がある場合は受託者の責任及び費用負担において実施すること。

カ 実施結果の分析や次回への申し送りは、実施報告書に含めること。

6 協賛企業等の募集

企画内容の充実及び地域との連携強化を目的として、企業等から協賛を募り、活用すること。なお、以下の（１）から（６）までに留意すること。

- （１）広く募集を行うこと。募集にあたっては、協賛内容に応じた露出等の条件を明示するなど、企業等が集まりやすい工夫を実行委員会と協議しながら、計画を策定して実行すること。
- （２）協賛内容は、資金、物品、企画とすること。
- （３）協賛内容に応じた露出等の条件を実行委員会と協議のうえで決定し、募集用の案内資料を作成すること。ただし、原則イベント名称に協賛企業名等を付記することはできない。
- （４）協賛を希望する企業等は、実行委員会と契約を締結し、実行委員会の指定期日までに以下の対応を行うこと。
 - ① 資金協賛の場合は、原則実行委員会指定口座への振込
 - ② 物品協賛の場合は、協賛物品を納品し納品書の提出
 - ③ 企画協賛の場合は、企画の実施
- （５）協賛金を原資とする企画の内容や協賛金の取扱いについては、実行委員会と受託者との間で別途協議をし、必要に応じて覚書等を取り交わすこととする。
- （６）予定した規模の協賛が確保できなかった場合や、既に企画を公表しているなど企画の中止が困難なときは、受託者の責任において当初企画を確実に実施すること。

7 問合せ窓口

本事業全体についての問合せを受ける窓口（担当者）を置き、以下の（１）から（４）までを実施すること。なお、５（６）イの広報窓口（担当者）とは別とすること。

- （１）当事業の情報解禁当日から対応すること。
- （２）メール及び電話の窓口を設置すること。
- （３）本事業に関するあらゆる問合せや苦情等に対応すること。
- （４）問合せ内容は記録を残し、実行委員会へ適宜共有・報告すること。

8 効果測定

以下の（１）から（４）までを実施すること。

- （１）来場者の集計を行うとともに、アンケートを実施して結果をとりまとめること。アンケートの実施に当たっては、事業の目的に鑑み、本事業の効果検証が行えるような設問設計や来場者の回答が多く集まるようを工夫し、集計手法や目標数を事前に実行委員会と協議し実施すること。
- （２）本委託業務の実施効果を把握するため、効果的な効果測定の指標（イベント・キャンペーン参加者数、メディア露出件数、SNS シェア数、参加者へのアンケート等）、方法、目標値等を検討の上、効果測定を行うこと。
- （３）次回以降の事業企画・実施を見据えた課題整理や改善策の取りまとめを行うこと。
- （４）本契約とは別に「東京都産業連関表経済波及効果分析ツール」（東京都総務局統計部）などに基づき、経済波及効果（生産誘発額、粗付加価値誘発額及び就業誘発効果）を推計する委託業務を実施予定である。これにあたって、必要となるデータの内、不足がある場合は、先方事業者と調整のうえで別途用意すること。

9 報告書

本事業の実施結果について、総括した報告書を実行委員会に提出すること。報告書には、上記 8 の内容を含めるとともに、本事業の実施を通じて得られる様々なデータの分析を行うこと。併せて、本事業実施を受けて、今後都内で光の祭典を面的に広げていくためのアイデア、道筋についても提示すること。

10 保険の加入

イベント等の実施における来訪者補償のための賠償責任・傷害保険等に関する保険、実施場所等に関わる施設等の保険、動産の保険に加入し、これに関わる費用は受託者が負担すること。

第7 成果物

受託者は、本契約に基づき作成した納品物・成果物等について、下記のとおり提出すること。特段定めのない納品物の納期等については別途協議のうえで定めるものとする。なお、提出方法は紙（正副 2 部）及び DVD 等の媒体（※容量に応じた電子記録媒体で提出すること。）に格納した電子データ（作業可能なデータ形式及び PDF 形式）とする。また、電子データについてはウィルスチェックを施し、安全性を確保したうえで提出すること。

納入物品	提出期限
① 実施計画書（スケジュール・運営体制）	契約締結後速やかに
② 議事録	打合せ等の実施後速やかに

③ 運営計画	イベント実施の概ね2か月前
④ 照明計画、配線計画、警備計画	
⑤ その他、本イベントの実施に関して必要な計画書、作成物等	別途協議
⑥ プロモーション計画、協賛計画	契約締結後速やかに提出
⑦ 業務の実施報告書	速報版：イベント実施後速やかに提出 完成版：令和8年6月下旬
⑧ 記録写真、動画等	
⑨ 本事業を通じて権利化した成果物	権利化した内容等に応じて別途協議

第8 支払方法

委託業務完了後、受託者は報告書、成果物と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払いをする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第9 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会及び実行委員会から許諾を受けた第三者に対してもこれを行行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえで決定するものとする。

第10 事業引継ぎと連携

- 1 受託者は、本委託業務の受託において作成・取得した物（ウェブサイト等の電子データを含む。以下同じ。）及び情報のうち、本事業の運営に必要なもの一切を実行委員会又は実行委員会の指定する第三者に引き継ぐこと。実行委員会又は実行委員会の指定する第三者が、必要な物及び情報の提供を求めた場合には、本契約の履行完了後も上記と同様とする。なお、本契約期間終了後の物品の保管料、サーバー賃料等の扱いについては別途協議とする。
- 2 本委託業務の実施中に、実行委員会より実行委員会の指定する他の第三者（他の事業者を含む）と連携を求められた時は、円滑な連携が行えるよう体制等について真摯に検討するとともに、対処すること。

第11 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。

- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第12 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙6「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第13 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第14 その他

受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打合せを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委員会と事前に協議すること。